

No	質問	回答
点検制度について		
1	長期使用製品安全点検制度とは？	長期使用製品安全点検制度に関して「消費生活用製品安全法」の改正によって創設された制度です。(2009年4月1日施行)長期使用による劣化が原因となって、火災や死亡事故が発生しています。こうした事故を未然に防ぐには、長期間使用すると事故が発生する可能性が高くなることを、使っている方に認識していただくこと、点検などの保守に努めていただくことが大切です。このようなことから長期間使用すると事故が発生するおそれのある製品に対して法定点検制度が設けられました。対象品を購入した所有者がその製造メーカーに所有者登録をしておく、適切な時期に点検の案内通知が届くので、それに応じて点検を依頼して、点検を受ける制度です。
2	改正の趣旨	小型ガス湯沸器の死亡事故等、製品の経年劣化が主因となる重大な事故が発生したことから、経年劣化による事故を未然に防止するための措置の必要性が認識され、消費者自身による保守が難しく経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度として長期使用製品安全点検制度が創設されました。
3	この制度の目的は？	今回の法律は「製品が市場に出荷された後は、製品の所有者に保守が委ねられ、保守が適切になされなまま製品が劣化して生じる事故が発生しているという事実」に基づき定められたものであり、保守を促進することが目的となっております。
4	特定保守製品とは何ですか？ 対象商品は？	消費生活用製品安全法で指定された点検制度の対象製品を指します。 2009年4月1日以降に製造された対象製品には、製品本体に特定保守製品と記載されています。 弊社では乾燥機能を持つ「浴室用電気乾燥機BF」のみが対象商品です。 「浴室暖房機BD」や「脱衣室暖房機RD」は乾燥機能を持たないので対象外です。
5	法律はいつから変わるのか？	2009年4月1日に施行され、施行日以降に製造・輸入される製品が対象となります。 弊社では「浴室用電気乾燥機」のみが対象商品です。
6	「浴室用電気乾燥機」が対象となった理由は？	長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生ずるおそれがあり、消費者自身による保守が難しいものとして、対象商品となりました。
7	メーカー保証ではないのか？	「長期使用製品安全点検制度」で実施する法定点検は有料の点検です。
8	所有者登録や点検をしないと、罰則や不都合があるのですか？	所有者に対する罰則はありませんが、所有者登録や点検などの保守をすることの責務が法律上規定されています。これは、事故が発生すると他人に危害を及ぼすおそれがあるために所有者に責務がかかっているものです。特にアパートやマンションなどのオーナーに対してはより強くこの対応が求められます。所有者登録をしないと、メーカーから点検時期のお知らせを行うことができなくなります。
9	「リコール」との違いは？	「リコール」は製品固有の原因で重大事故に至るケースに適用されるものであり、経年劣化に起因する事故は「リコール」とは異なります。
10	PL法、民法とはどう関係するのか？	製品の欠陥が問題となる「PL法」や、過失責任が問題となる「民法」の問題とも異なります。「長期使用製品安全点検制度」は、メーカー等に登録された所有者へ点検時期を知らせ、点検を促すことで事故を防止するための制度です。所有者登録をされたお客様のもとには、メーカー等から適切な時期に点検通知が届きます。特定保守製品を購入された場合は、所有者登録をしていただきます。
所有者情報登録について		
11	購入時、お客様がすることは？	所有者情報登録を弊社(特定製造事業者等)にさせていただくことです。
12	販売店や工務店等の役割は？	消安法・点検制度の説明や製品に同梱されている所有者票をお客様に示しての内容説明と共に、所有者登録の代行するなどの協力も求められております。
13	所有者登録は誰がするのか？	所有者ご自身でご登録いただくのが基本ですが、販売店・不動産販売事業者などの取引事業者にもお願いすることも出来ます。
14	賃貸住宅に住んでいるのですが、所有者登録が必要ですか？	特定保守製品の所有者が所有者登録を行うこととなります。所有者が家主(大家)さんの場合の登録の有無に関しては、家主(大家)さんにご確認願います。
15	所有者登録の方法は？	製品に同梱の「所有者票(登録用はがき)」に必要事項を記載して郵送していただくか、弊社ホームページから登録することができます。FAX・電話でも受け付けます。
16	所有者登録はなぜ必要なのか？	特定保守製品の点検時期が到来したら点検のご案内を送付します。 また、ご使用の製品に関係する事故情報等あった場合は、事故防止のための情報などをお知らせします。
17	所有者登録をしないとどうなるのか？	点検時期のご案内が送付されません。所有者登録や点検などの保守をすることの責務が法律上規定されています。(所有者に対して罰則はありません。) これは、他人に危害を及ぼすおそれがあるために所有者に責務がかかっているものです。特にアパートやマンションなどのオーナーに対してはより強くこの対応が求められます。
18	所有者票をなくした場合は？	弊社ホームページから登録ができます。所有者票が必要な場合は弊社に申し付けてください。

No	質問	回答
19	登録通知はいただけるのですか？	登録完了の通知はいたしません。弊社ホームページで登録内容をご確認頂くことは出来ます。(型式・製造番号・電話番号が必要です。)
20	引越等で登録内容が変わった場合は？	登録されている所有者情報の変更が必要となります。弊社ホームページより登録変更も可能です。ご連絡頂ければ「所有者票ハガキ」を送付させていただきます。
21	製品を買い換えた場合に、登録されていた所有者情報はどう処置されるのか？	買い替えや廃棄をされたときは、弊社にご連絡をお願いします。ご連絡がないと登録はそのまま残りますので、点検時期が到来したら点検のご案内が送付されます。ご連絡をいただければ所有者登録情報を削除します。
22	所有者登録を忘れたが、点検を依頼したい場合どうすればいいのか？	所有者登録をした上で、点検依頼をしてください。弊社ホームページからも登録・申し込みが出来ます。
設計標準使用期間について		
23	設計標準使用期間とは？	設計標準使用期間とは、標準的な使用条件のもとで使用した場合に安全上支障なく使用することが出来る期間であり、その経過後には、経年劣化による危害の発生を防止するために、有料で点検を受けていただくことを促すために、法に基づく表示をするものです。安全上の観点から定められたものであり、故障しない期間等を表すものではありません。
24	設計標準使用期間の根拠は？	「設計標準使用期間」は標準的な使用条件で使用した場合に、経年劣化による安全上支障なく使用できる期間で弊社浴室用電気乾燥機は10年としております。JIS基準の標準使用条件や各主要部品の耐久性データ等に基づき設定しております。
25	製品の寿命は何年なのか？	経年劣化による安全上の支障が生ずるおそれが著しく少ないことを確認した時期として、「設計標準使用期間」を表示しておりますので一つの目安としてください。使用条件、使用状態によって異なるため、明確には回答出来ません。
26	何年くらいで劣化するのか？	使用環境や使用時間、使用方法により影響を受けますので、一概には申し上げられませんが、標準使用条件のもとでの安全に使用できる期間が「設計標準使用期間」なので、目安としてください。
27	劣化はどのような危険があるのか？	火災や死亡事故などにつながる故障が発生する可能性があります。
法定点検について		
28	いつ点検を受ければ良いですか？	2009年4月以降に製造された対象製品には、製品本体に点検期間が記載されています。また、特定製造事業者等は、所有者情報を登録された方に対し、点検期間の到来前に点検通知を送付します。
29	点検期間は？	設計標準使用期間10年の前後1.5年(8.5～11.5年)の3年間で対応いたします。
30	点検通知が届くのはいつか？	弊社浴室用電気乾燥機の設計標準使用期間は10年なので、点検期間は8.5～11.5年となりますので、開始日の6ヶ月前から点検期間開始日までの間にご案内いたします。従って、製造日から8年目以降からのご案内になります。
31	点検通知は何で来るのか？	所有者登録時にご指定いただいた方法で、「はがき」または「Eメール」で点検時期をお知らせします。点検通知の内容をご確認の上、ご依頼ください。
32	点検費用はいくらか？	点検費用は、点検技術料・出張交通費・その他経費等で、設置条件等により異なりますが、浴室用電気乾燥機は目安としては15,000円(税別)～となります。(2009年4月1日現在)詳細は弊社ホームページをご確認ください。
33	無料点検ではないのか？	「長期使用製品安全点検制度」で実施する法定点検は有料の点検です。
34	点検にかかる時間は？	約1時間程度を目安としておりますが、設置条件等で変わります。
35	どんな点検をするのか？	法で指定された内容の点検を実施します。
36	点検の立ち会いは必要か？	点検作業中は立ち会っていただく必要はありませんが、点検終了時に結果のご説明を行いますので、立ち会いをお願いします。
37	点検後に継続使用する場合、再度、点検を受ける必要はありますか？	点検の結果、点検基準に適合していても、長期間のご使用により、少なからず部品等は劣化しています。今後、ご使用されることによって、点検時には発生していなかった劣化による異常が起きることも考えられます。そのため、長期使用安全点検制度では、点検後も、製品を継続使用する場合は、こまめな点検を推奨しています。再点検を希望される場合は、弊社(特定製造事業者等)へご連絡下さい。
38	点検を受けなかったらどうなるのですか？	所有者には、所有者登録や、点検などの保守をする「責務」が課されていますが、実施しなかったときの罰則はありません。経年劣化に起因する事故が発生すると他人に危害を及ぼすおそれがあるため、所有者には「責務」が課されています。特にアパートやマンションなどのオーナーに対してはより強くこの対応が求められています。
39	設置方法が特殊で、点検ができないと いって点検せず、事故が起きたとき、 メーカーは責任をとってくれるのか？	法の点検基準に「構造上確認できない箇所に設置されているものを除く」と規定されており、このような設置状態の場合にはメーカーで責任を負うことはできません。
40	賃貸住宅の場合、自分で点検依頼しても良いのか？	製品が家主(大家等)の所有物の場合は家主にお願いをしてください。

No	質問	回答
41	修理を行ったばかりだが、点検は必要なのか？	法定点検では、法で定められた点検を行いますので、修理とは内容が違い点検は必要となります。
42	点検時に修理はできるのか？	点検依頼時に修理・整備項目を明確にし、申し込んでください。ホームページ等で部品の保有状況についても、ご確認ください。
43	安全点検なのだから、無償で点検を行うのがメーカーの責任ではないのか？	改正消費生活用製品安全法では、長期使用による経年劣化に起因する事故を防止するため、メーカーの点検実施義務だけでなく、お客様にも「有料の点検に応じていただくことなど」の安全確保のための責務が求められております。
44	点検通知がくるまでは機器を買い換える必要はないと考えていいですか？	使用環境や使用時間、使用方法などにより、設計標準使用期間より短い期間で劣化する場合があります。
45	点検したら保証してもらえるのか？	点検はその時点での異常の有無を確認するものであり、点検後の故障等に保証をするものではありません。継続してご使用される場合はこまめな点検をお奨めします。
46	点検後、何年位使えるのか？	点検は、その時点で不具合や危険性がないかを点検するものです。その後の使用年数を判断することは出来ません。
47	次回点検をいつ受けたら良いのか？	引き続きご使用される場合は、取扱説明書などに記載の症状や外観などにご注意ください。こまめに点検をしながらのご使用を推奨します。
48	点検期間を過ぎているが、点検できるのか？	点検実施(有料)は可能ですが、部品の保有期間を過ぎて、整備に必要な部品がない場合が考えられますので、ホームページ等でご確認ください。
49	点検後何に注意すればいいのか？	長期使用に起因する劣化が発生していないかを、取扱い説明書などに記載の症状や外観など、ご自身で確認できる事項を日常確認していただき、ご心配な場合は当社に点検(有料)をご依頼していただくようお願いいたします。異常な症状があった場合はすぐ使用中止し、電源を切って販売店又は当社にご連絡ください。
50	誰が点検するのか？	弊社サービスセンターより対応させていただきます。弊社では委託業者(契約)での対応もありますので、ご了承ください。
51	自分で点検してよいのか？	危険なので、お客様ご自身では絶対に分解点検をしないでください。
既製品(2009年3月31日以前製造品)の点検について		
52	法施行以前に製造された製品(既製品)の点検はどうなるのか？	点検のご依頼があれば、法定点検に準じた点検を有償にて実施します。弊社ホームページよりお申込みいただけます。
53	既製品(2009年3月31日以前)への点検対応は？	お客様のご要望に応じて点検をお受けいたします。(有償) 点検することが望ましい時期が到来した商品については、弊社ホームページに対象型式や部品の保有状況を掲載しております。
54	既製品も所有者登録するのか？	所有者登録が必要な対象品は2009年4月1日以降製造の商品です。
55	今使用している製品も登録してくれるのですか？	所有者登録の実施対象は2009年4月1日以降の製造品です。2009年3月31日以前に製造された製品については所有者登録は行いません。お客様から点検のご依頼があれば、法に準じた点検をお受けいたします。
56	自宅の製品が対象製品(特定保守製品)かどうか確認したい？	弊社製造の「特定保守製品」は既製品も含めて、ホームページに型式を掲載しておりますのでご確認ください。製造後10年を目安に点検時期と考えてください。
57	自宅の製品が製造から何年経過しているのかわからない？	弊社ホームページでご確認ください。型式と製造番号で判断できます。
その他		
58	製造年月はどこに表示されているのか？	前面パネル(見やすい位置)と本体に製造年月が記載されております。
59	点検期間はどこに表示されているのか？	前面パネル(見やすい位置)と本体に点検期間が記載されております。
60	点検期間までに事故が発生しない保証はあるのか？	設計標準使用期間は保証期間ではありません。設計標準使用期間内でも故障や事故が発生する可能性はあります。取扱説明書に記載されている注意事項等に従ってお客様ご自身で判断いただき、ご心配な場合、点検期間前でも点検の依頼をお願いします。
61	商品を購入したときに、このような制度があることの説明を受けていない。販売店かメーカーが無償で点検をすべきではないのか？	2009年4月1日以降に製造された特定保守製品については、販売事業者から引渡し時に説明をおこなう義務(責任)がありますが、これ以前に製造されたものは対象となっておりません。所有者においては、2009年4月1日以降に製造された特定保守製品については、点検時期がきたら有料の点検を受ける責務があります。取扱説明書にも記載されています。
62	対象品かどうか判別できるのか？	2009年4月1日以降製造の対象品には、梱包箱や本体・リモコン・取扱説明書・工事説明書等に「特定保守製品」と表示がされています。
63	制度の説明を行う資料はあるのか？	経済産業省のホームページに掲載されている「長期使用製品安全点検・表示制度パンフレット」をご利用ください。